

【第36条（少量危険物の貯蔵・取扱いの技術基準等）】

（指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）

第36条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前条に定めるもののほか、次条から第37条の2までに定める技術上の基準によらなければならない。

※ 改正経過：制定〔昭和48年条例第34号〕、一部改正〔昭和55年条例第39号〕、一部改正〔昭和61年条例第3号〕、一部改正〔平成2年条例第9号〕、一部改正〔平成17年条例第34号〕

【趣旨】

本条は、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準について定めたものである。なお、ここでいう指定数量の5分の1以上指定数量未満の数量の算定については、第4章（概要）【解説】における危険物の数量算定によるものである。

【解説】

本条においては、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次に掲げる事項について、基準に適合させなければならないことを示している。

- 1 危険物の貯蔵及び取扱いの基準
- 2 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の基準
- 3 危険物の類ごとの貯蔵及び取扱いの基準
- 4 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の維持管理

《参考》 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物と「少量危険物」について

指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物については「少量危険物」といい、当該数量の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、第36条の規定の適用を受ける。この少量危険物の定義は、政令第10条第1項第4号で次のように規定されることによる。

「少量危険物（法第2条第7項に規定する危険物（別表第2において「危険物」という。）のうち、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第1条の11に規定する指定数量の5分の1以上で当該指定数量未満のものをいう。）」

※ 本章の解説にあたっては、指定数量の5分の1未満の危険物との混同を避ける観点から、「少量危険物」という用語を用いていないため、留意すること。